原規規発第 2212211 号「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(許可)(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)」の一部修正について

原規規発第 2301302 号令和 5 年 1 月 3 O 日原子力規制委員会

正誤表 ※修正箇所は枠付

該当箇所	(誤)	(正)
関西電力株	また、第54条等解釈では、	また、第54条等解釈では、
式会社高浜	「貯蔵槽内燃料体等を冷却	「貯蔵槽内燃料体等の著しい
発電所の発	し、放射線を遮蔽し、及び臨界	損傷の進行を緩和し、及び臨
電用原子炉	を防止するために必要な設備	界を防止するために必要な設
設置変更許	及び手順等」とは、以下に掲げ	備及び手順等」とは、以下に掲
可申請書(1	る設備及び手順等又はこれら	げる設備及び手順等又はこれ
号及び2号	と同等以上の効果を有する設	らと同等以上の効果を有する
発電用原子	備及び手順等とすることを要	設備及び手順等とすることを
炉施設の変	求している。	要求している。
更)に関する		
審査書		
W 1.(1)①		
※規制要求		
の内容に係		
る引用の誤		
りを修正		